

特別地域加算の算出の考え方（案）

【現行の訪問看護療養費における特別地域訪問看護加算の仕組み】

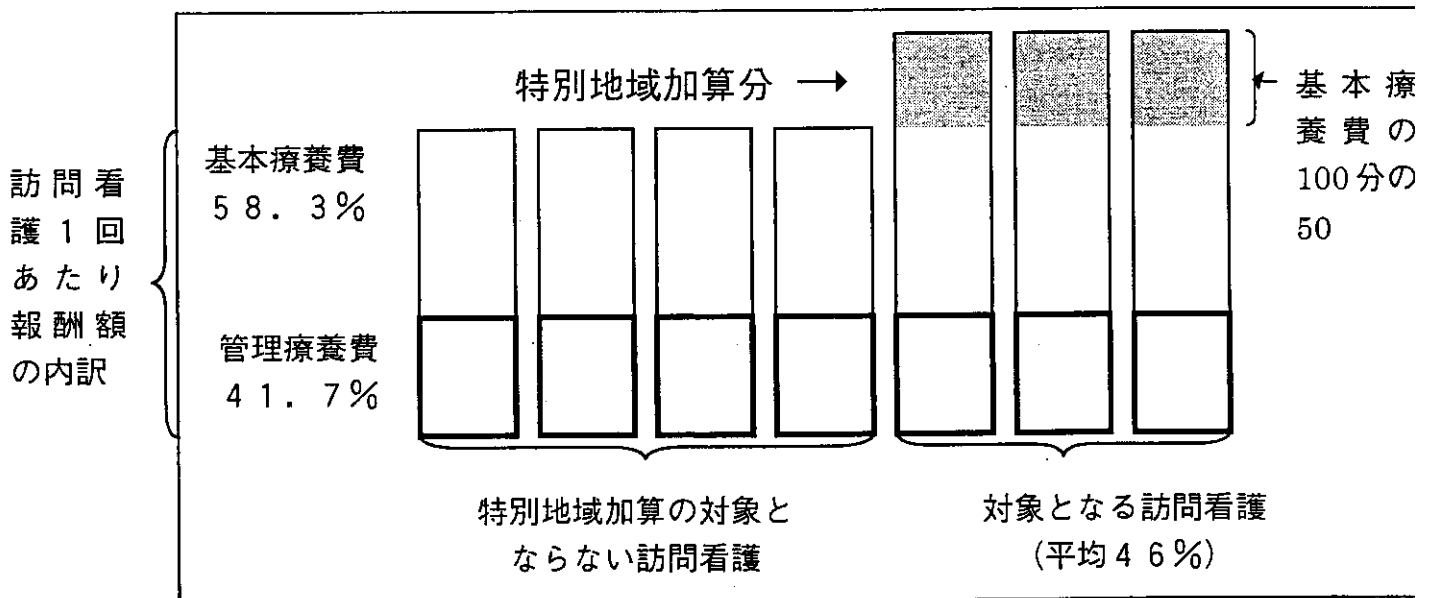
- 離島等に所在する老人訪問看護ステーションから、ステーションの所在地から利用者の家庭までの訪問に要する時間が1時間以上である者に対して訪問看護を行った場合、基本療養費の100分の50に相当する額を加算。

【介護保険における特別地域加算の仕組み】

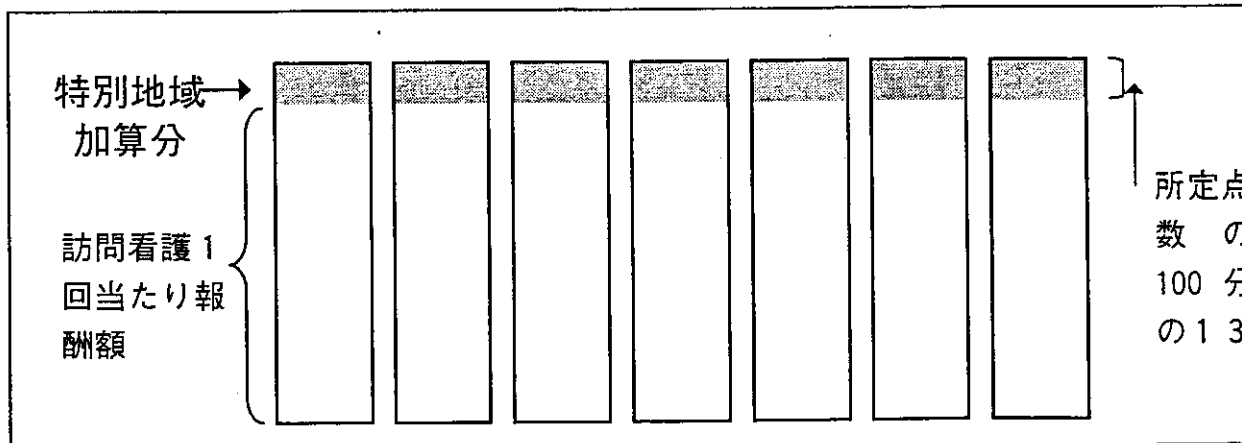
- 離島等に所在する老人訪問看護事業所等から、訪問看護を行った場合、所定点数の100分の〇〇に相当する額を加算。

<算出の考え方>

- ① 現在の離島等の訪問看護ステーションの事業収入の状況



- ② 介護報酬における特別地域加算の考え方



網掛け部分の面積の全体の和は、現行と変わらないように設定。

$$50 / 100 \times 58.3\% \times 46\% = 13.4$$

(≒100分の13)

### (3) 特定福祉用具購入

#### ○支給限度基準額の設定の考え方

利用頻度の高い用具を概ね取り揃えることができるよう、その標準的な価格を勘案して設定することを想定。

「福祉用具普及モデル事業」（平成6～8年度）の結果によると、「腰掛便座」と「入浴補助用具」の利用頻度が高いことから、基準額としては、現行の日常生活用具給付等事業における補助基準額「腰掛便座」9,800円、「入浴補助用具」90,000円を参考とし、10万円程度を想定。

#### (参考)

##### ・特定福祉用具の種目（平成11年3月31日告示第94号）

- 1 腰掛便座
- 2 特殊尿器（尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの）
- 3 入浴補助用具
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具の部分

##### ・支給限度額の管理期間等（施行規則第70・72・89・91条）

支給限度額の管理期間は毎年4月から1年間

同一種目の特定福祉用具の購入は不可。

（ただし、同一種目でも用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合等は、同一種目でも再度の購入は可能。）

##### ・福祉用具普及モデル事業における利用実態と日常生活用具給付等事業の補助基準額

特定福祉用具の種目	モデル事業利用者数	日常生活用具の補助基準額
腰掛便座	3,141人	9,800円
入浴補助用具	4,962人	90,000円
入浴用いす	1,746人	
浴槽用手すり	262人	
浴槽内いす	814人	
入浴台	1,795人	
浴室内すのこ	563人	
簡易浴槽	67人	
特殊尿器	84人	72,100円
移動用リフトの吊り具	407人 ※1	30,000円～40,000円※2

※1：移動用リフト吊り具の利用者についてはリフトの本体の利用者数を計上

※2：移動用リフト吊り具のみの補助基準額がないため販売件数の多い価格帯を計上

## (4) 住宅改修

### ○支給限度基準額の設定の考え方

住宅改修の工事種別のうち、標準的な住宅において、最も一般的な「手すりの取付け」及び「床段差の解消」の2つを組み合わせた費用を勘案して設定することを念頭に、20万円で一定の住宅改修が可能であることから、支給限度基準額については、20万円程度を想定。

#### (例1)

手すりの取付け(トイレ、浴室)	10万円
床段差解消(浴室床の嵩上げ)	10万円
計	20万円

#### (例2)

手すりの取付け(トイレ、浴室、廊下)	15万円
床段差解消(2カ所、三角材設置等)	4万円
計	19万円

### ・住宅改修の費用の事例

	平均的費用	工事実施件数
浴室・トイレ手すり	4万5千円	244件
廊下・玄関・階段手すり	データ無し	90件
床段差の解消(三角材等)	2万1千円	4件
浴室床等の嵩上げ	10万5千円	71件
床材の変更	10万1千円	6件
引き戸等への取り替え	データ無し	34件
洋式便器	14万円	47件

(A自治体の住宅改造助成事業の平成7年度調査資料をもとに厚生省作成)

### (参考)

#### ・住宅改修の範囲(平成11年3月31日告示第95号)

- 1 手すりの取付け
- 2 床段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### ・支給限度額の管理方法(施行規則第76・95条)

管理期間なし

ただし、要介護状態が著しく高くなった場合及び転居した場合は再度利用可能。

### 介護保険施設における要介護度別の報酬設定の考え方等について

- 1 要介護認定基準は、看護・介護職員等の直接処遇職員における要介護者毎の手のかけ具合（要介護認定等基準時間）を基本として、それぞれの状態区分における状態像により認定を行うこととしている。
- 2 介護保険施設における要介護度毎の報酬上の格差については、これらの看護・介護職員等の直接処遇職員の給与に着目し、直接処遇職員の要介護度に反映された要介護者に対する直接処遇の時間に係る費用を変動費用とし、要介護者に対する直接処遇に係る時間以外の直接処遇職員の費用、直接処遇職員以外の給与、給与費以外の費用を固定費用とすることが考えられる。
- 3 要介護度毎の報酬を算出する際には、施設における要介護者の分布を考慮し、変動費用について要介護度毎に分布させた上で、要介護度により変動しない固定費用部分を足したものが、要介護度毎の費用とすることが考えられる。
- 5 具体的には、以下の通り、

